

鎌倉市公的不動産利活用推進委員会条例

(趣旨及び設置)

第 1 条 この条例は、市が管理する不動産の効果的な利用又は活用の推進に関し必要な事項を調査審議する鎌倉市公的不動産利活用推進委員会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (2) 公共的団体が推薦する者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第 2 項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

鎌倉市公的不動産利活用推進委員会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鎌倉市公的不動産利活用推進委員会条例（平成29年 3 月 条例第41号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、鎌倉市公的不動産利活用推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長等)

第 2 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(会議の公開)

第 4 条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと思つたときは、これを公開しないことができる。

(意見の聴取)

第 5 条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第 6 条 委員会に幹事10人以内を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。